

しぶ ぞめ いっ き  
**渋染一揆**  
**学習資料**

**侯約令の一部(29か条)**

- 男女とも着るものは木綿にしない。
- お祝いや不草があったときの集まりでの料理は侯約しなさい。
- 日草、雪駄を使ってはいけない。ただし、女性の白渋染袴はかわない。
- 雨の時あめときは蓑笠かさを使つかいなさい。手草てぐさを使つかっても、竹の柄たけのぐらの白下駄しろしたのほかはいけない。

※糊のりのない渋紙しぶしで張はった印

**別段お触れ書き(最後の5か条)**

- 着るものは、渋染、藍染あまぞめに関する。
- めあかしの着るものは、これまでどおりでよい。
- 雨の時あめとき、障しやうの家や村内むらうちのあだちの家に行く時には、くり下駄くりしたを使つかってよい。
- 年貢ねんぎんをきちんとおさめている家の女性は特別とくべつに竹の柄たけのぐらの白下駄しろしたを使つかってよい。
- 番役ばんやくなどをしているもので、役目やくめで行く時の服装はこれまでどおりでよい。



「侯約令」と「別段お触れ書き」の違いはどこでしょう。

「侯約令」と「別段お触れ書き」の違いに対して、あなたの考えをまとめてみましょう。

この「別段お触れ書き」に対して、人々はどのような取り組みをしましたか。

渋染一揆についての学習をまとめてみましょう。



時代	ことごと
安土・桃山時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>1590年               <ul style="list-style-type: none"> <li>豊臣秀吉が全国を統一する</li> <li>倭地と刀狩によって武士と農民・町人の身分をはっきりさせる</li> <li>関ヶ原の戦いがおこる</li> </ul> </li> <li>1600年               <ul style="list-style-type: none"> <li>徳川家康が江戸に幕府を開く</li> <li>鎖国が完成する</li> <li>身分制がかたまる</li> <li>町人文化が育つ</li> </ul> </li> </ul>
江戸時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>1700年               <ul style="list-style-type: none"> <li>一揆や打ちこわしが多くなる</li> <li>天保の大きん</li> </ul> </li> <li>1853年               <ul style="list-style-type: none"> <li>ペリーが浦賀に来る</li> </ul> </li> <li>1856年               <ul style="list-style-type: none"> <li>炭染一揆</li> </ul> </li> <li>1867年               <ul style="list-style-type: none"> <li>江戸幕府がほろびる</li> </ul> </li> <li>1868年               <ul style="list-style-type: none"> <li>明治維新</li> </ul> </li> </ul>
明治時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代の身分制が改められる</li> </ul>

炭染一揆は、岡山藩における出来事です。江戸時代の身分制の社会の中で、農民や町人とは分け隔てられ、厳しい差別を受けていた人々が、服装などにまで加えられようとした差別に対して団結して立ち上がり、同じ人間としての当然の要求を求め、つらぬいて成功させた全国的にもすばらしい取り組みです。

#### ★江戸時代後半の様子

強力な支配の仕組みで幕府や藩は民衆を支配していましたが、江戸時代後半になると出費が増え財政が苦しくなってきました。

そのため、年貢を増やしたり、政治のひきしめを行うなど改革にのりだしましたが、かえって不満が高まり、一揆や打ちこわしが起こるようになってきました。岡山藩においても年貢の収入より支出が多くなってきました。とりわけ、1853(嘉永6)年の黒船来航以後、幕府の命令により前総半島の守りについたので、藩の財政は危機的なものとなってきました。

#### ★岡山藩の改革

このような中で、藩は改革の一つとして1855(安政2)年に藩内に新しい「俵納令」を出しました。そのうち最後の5か条は「別段お触れ書き」と呼ばれ、農民や町人とは分け隔てられ、厳しい差別を受けていた人々に読み渡されました。

#### ★嘆願の取り組み

これに対して、人々は、次の年、たびたび会合を持ち、嘆願書を作成しました。それを、藩に提出しましたが、4月に嘆願書は戻されました。

#### ★強訴の取り組み

さらに藩は侯約令に従うよう一層強く要求しました。そこで、人々は6月14日に八日市河原に集まり、武器を持たず惣然と天明にある藩の家老の屋敷をめざして進みました。その途中、武器を持った役人とねほり強く話し合いをし、嘆願書を受け取らせました。

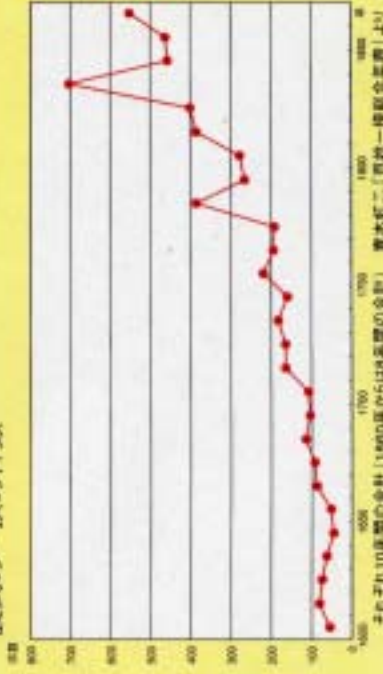
#### ★その後の取り組み

その後、12人の代表者が呼び出されて牢屋に入れられました。1人はまもなく釈放されましたが、6人は牢屋で亡くなりました。年内外の努力により、1859(安政6)年に最後の5人が釈放されました。

この取り組みについては、「禁服訟歎難訴記」や「荷者重宝記」に記録されています。

この取り組みの伝統は、明治以降の差別解消の取り組みに受け継がれていきました。

農民の一揆の件数



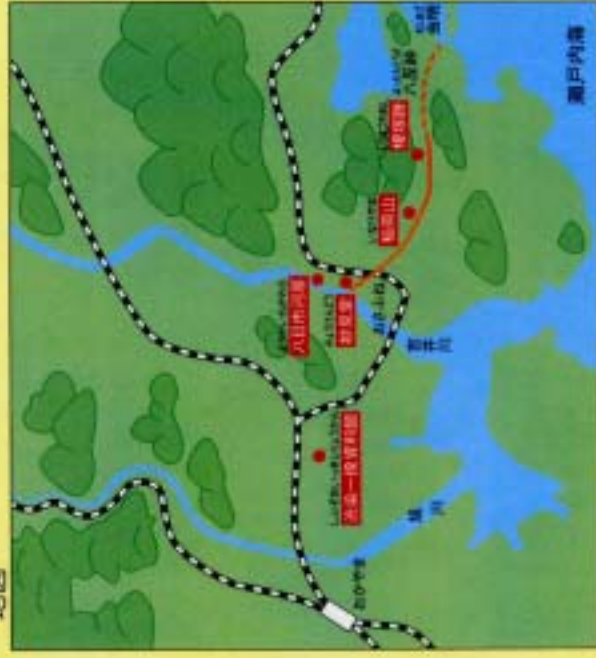
#### 嘆願書の内容の一部

私どもは、田畑を耕して年貢をきちんと納めています。それなのに差別されるのは不当です。

#### 禁服訟歎難訴記



地図



岡山県数何行人権・同和新聞課(H14.4改訂)